

令和 3 年 5 月 27 日現在

機関番号：32206

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2020

課題番号：18K01255

研究課題名（和文）経済構造の変化とテクノロジーの進展に対応した課税情報システムに関する研究

研究課題名（英文）Research on tax information system that responds to changes in economic structure and technological advances

研究代表者

安部 和彦（Ambe, Kazuhiko）

国際医療福祉大学・医療福祉学研究科・教授

研究者番号：20611693

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：経済のグローバル化・情報化の進展とともに、法人の所得の把握が年々困難さを増しており、現在、法人税制が岐路に立たされている。中でも、大多数の多国籍企業の財務諸表が公開されているにもかかわらず、その法人グループにおいてどの国でどの程度法人税を支払っているのかといった基本的な情報ですら、その財務諸表からは読み取ることができない。これでは、今後の法人税制を検討するにあたり、その基礎となるデータすらない状態であるといわざるを得ない。そこで、本研究では、わが国における法人の申告情報開示につき、その制度設計を行う上で必要な論点に関し、米国や欧州、豪州における制度の内容を踏まえて検討を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の結果、特に法人の申告情報の開示に積極的な豪州の取り組みを踏まえると、今後の法人税制の制度設計を検討する際の基礎資料として、わが国においても法人の申告所得に関する情報をデータベース化し、必要に応じてその内容を誰でもアクセスし利用できるようにすべきであるとの結論に達した。ただしその際には、個々の企業の申告情報をどこの企業のものであるか分かるように開示するのではなく、個々の企業の申告情報を匿名化した上でデータベース化することが必要である。

研究成果の概要（英文）：With the progress of economic globalization and informatization, it is becoming more difficult to grasp the income of corporations year by year, and the corporate tax system is currently at a crossroads. Above all, even though the financial statements of the majority of multinational corporations are open to the public, even basic information such as how much corporate tax is paid in which country in the corporate group is situated cannot be read in the statements. In this case, when we consider the future of the corporate tax system, it must be said that there is no data to be the basis for it.

Therefore, in this study, regarding the disclosure of corporate tax information in Japan, the issues necessary for designing the system were examined based on the contents of the system in the United States, Europe, and Australia.

研究分野：租税法

キーワード：課税情報 申告情報 開示 法人税 法人所得 プライバシー

1. 研究開始当初の背景

(1) 経済活動の情報化、グローバル化といった、近年ダイナミックな変貌を遂げている事象に対する課税という問題についての租税法の観点からの具体的な対処方法としては、他の法律学と同様に、現行の租税法規の解釈や判例研究により、新たに出現した経済活動の課税方法を探求するということがまず重要である。その場合の前提として、当該経済活動がどのように行われ、どのような法的効果を生み出しているのか、租税法規の執行にあたる課税庁がそれらを正確に把握していることが不可欠といえる。しかし、課税庁と納税者との間に情報の非対称性が生じていることを勘案すると、課税庁がそのような情報を的確に把握することは、必ずしも容易ではない以下のようなケースが挙げられる。第一に、経済活動から生じた所得等がどの納税者に帰属するのか、課税庁が把握する手段が必ずしも十分ではないというケースである。第二に、テクノロジーの進化と雇用環境の変化により新たに所得等が帰属することとなった個人が、その結果自らに所得が生じていることに気付かず、課税庁もその把握のための有効な手段を有していないというケースである。

(2) 課税庁が納税者の課税情報を効率的に収集し、それに基づき的確に課税することは、わが国の財政基盤を支える上で欠かせない。一方で、租税法や憲法学の観点からは、納税者のプライバシーを無闇に侵害せず適切に保護するという点も重視すべきである。すなわち、課税の空白をなくすための課税情報システムの整備を進めつつ、その際問題となり得る納税者のプライバシー保護をいかに実現するかを探求することが、租税法の研究として重要であるといえる。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、近年その情報把握が困難となっている国際的な財貨・サービスの取引等に関し、的確な課税を遂行するために必要な情報が何であるかを特定し、その把握に必要なインフラの整備について検討するとともに、当該課税情報収集の際、遵守すべき納税者の秘密保護に関する法的な諸課題を検討することを目的に行うものである。

(2) わが国における国際的な財貨・サービス取引に対する課税に関する研究は、従来、国際的な租税回避への対処に関する租税実体法・租税条約の解釈や立法的解決策の提案、OECDのBEPS(Base Erosion and Profit Shifting)プロジェクトの紹介やわが国への受容の問題に終始してきたきらいがあり、課税情報の的確な把握のためにどのような制度的なインフラが必要であるのか、またそれをどのように活用するのかについての研究は、これまでのところほとんど見られない。また、納税者番号制度との関連では、わが国においては専ら納税者のプライバシー保護の観点からの研究に偏っている傾向にあり、課税情報の的確な把握による課税の公平の確保という法益と、納税者のプライバシー保護という法益の権衡をいかに確保するのかという切り口からの研究がほとんど見られない。

そこで本研究は、先進諸国における運用実態を踏まえた課税情報システムのあり方を提

示するとともに、その運用によって侵害される可能性のある納税者のプライバシーをいかに法的に保護するのかをも併せて検討することを目的とするものである。

3．研究の方法

(1) わが国における課税情報システムの問題点を把握するため、アメリカにおける課税情報システムと納税者番号制度の現状及び制度導入の立法趣旨、法人の申告情報開示に関する歴史的経緯、納税者情報の法的保護の実情について、文献調査を行うとともに、それに基づきニューヨーク大学及びジョージタウン大学において現地調査を行った。

(2) 次に、欧州における課税情報システムの現状及び法人の申告情報開示制度導入に係る立法趣旨、納税者情報の法的保護の実情について、文献調査を行うとともに、それに基づきオランダの国際的な税制調査研究機関で欧州全域の税制に関する資料が集積しているIBFD(International Bureau of Fiscal Documentation)において現地調査を行った。

4．研究成果

(1) アメリカにおける法人の申告情報開示の議論を踏まえたところ、わが国への示唆として以下の点が挙げられる。

第一に、わが国において申告情報の開示を行うとした場合、2006年3月に廃止された法人申告所得の公示制度との整合性を考える必要がある。私見では、個人の申告所得(納付税額)公示制度の廃止は個人情報保護法との関係で止むを得ないものと考えられるが、法人についてはそもそも廃止すべきであったのか、必ずしも十分な根拠があったものとは言い難いと推察される。したがって、開示目的に十分な公共性、例えば法人課税制度を検討する際の基礎資料とするためといった理由があれば、再度開示に踏み切っても問題ないと考えられる。

(2) 第二に、開示するとした場合、何を開示するのかが問題となる。Blank(2014-2015)が指摘する通り、申告書そのものの開示は、(アメリカほどでないにしても)競合他社等のベンチマーキングやリバーエンジニアリングを通じて、アグレッシブタックスプランニングを助長するリスクがある上、課税庁の手の内をみすみす晒すことにもなりかねないため、問題が大きいと考えられる。したがって、少なくとも当面は、国内外の課税所得と納付税額、税額控除等の優遇税制の適用額といった今後の政策立案に寄与するような項目に限定して開示するのが妥当ではないかと考える。この点に関しては、オーストラリアにおける自発的情報開示を含む法人の申告情報開示制度も参考になる。

(3) 第三に、法人の申告情報を単に開示するだけでなく、当該情報に係るデータベースの構築が検討課題となり得る。上場企業の申告情報であればともかくとして、中小企業の申告情報の開示はその取引先との関係で不利益を被る可能性があるため、ある程度慎重に進めるべきであろう。その点からいうと、少なくとも中小企業については、個々の企業の

申告情報をどこの企業のものであるか分かるように開示するのではなく、個々の企業の申告情報を匿名化した上でデータベース化し、当該データベースに誰でもアクセスできるようにするという方法が考えられる。

(4) 一方、欧州における文献および実地調査により、欧州においては、法人の申告情報の開示に比較的積極的な国とそうでない国とに分かれることが分かった。積極的な国の中には、近年、納税者の滞納に関する情報開示を行う国が増加しているが、その意図としては、当該ブラックリスト(list of “shame”)を開示することで、それが人(納税者)の目に触れることにより納税を促そうというものだと考えられる。わが国においても、例えば、労働関係法令違反に係る企業名公表という措置が導入されているが、これを税の分野にも拡大すべきかについては、今後の検討課題となり得るだろう。勿論、積極的な国であっても納税者のプライバシーへの配慮は行っている。一方、消極的な国でも、多国籍企業による国際的な租税回避には国民の厳しい目が注がれており、今後、その監視の手段として申告情報の開示に踏み切る可能性も否定できない。

(5) また、法人の申告情報の開示に比較的消極的なフランスにおいては、納税者の所得の算定の際に他の納税者の所得水準に基づく比準法を用いた場合には、課税処分をされた納税者は、課税庁が用いた他の納税者のデータにアクセスする権利を有するという点は注目に値する。なぜなら、わが国において法人の申告情報の開示が求められる理由の一つとして、課税庁が課税処分を行う際に、法人税法における過大役員給与の損金不算入等、他の納税者の申告情報を用いる場合があるが、課税された側(納税者)には当該他の納税者の申告情報が開示されることはなく、納税者と課税庁との間に情報面での不公平が生じていることから、そのような不合理を解消するため、法人の申告情報のデータベース化が必要であると考えられるからである。その意味で、フランスの取組みはわが国においても参考になる。

(6) さらに、法人の申告情報開示は、上場企業の財務諸表による開示とどのような関係にあるのかという点も今後の検討課題となり得る。すなわち、公表財務諸表における税効果会計や法人税等の注記により開示される項目と、財務省や課税庁主導の法人の申告情報に係る開示項目とは、どのように調整するのかという点であるが、まずは財務省や課税庁が主導して、法人の申告情報に係る開示項目及び開示方法(データベース化を含む)を検討して実施し、それを受けて、会計ルールに基づく申告情報の(追加的な)開示を行うというステップを踏むのがよいのではないかと考えている。なぜなら、もっぱら租税政策目的の法人の申告情報開示と、投資家等に対する情報提供目的の財務諸表における法人税等の開示とでは、そもそも目的が異なるため、無理に調整を図ることは困難であると考えられるからである。

< 引用文献 >

Joshua D. Blank, *Reconsidering Corporate Tax Privacy*, 11 N.Y.U. J.L. & Bus. 31 2014-2015.

Makoto Hasegawa, et al., *The Effect of Public Disclosure on Reported Taxable Income: Evidence from Individuals and Corporations in Japan*, 66 Nat'l Tax J. 571 (2013).

増井良啓「納税者情報の公開」金子宏・中里実編『租税法と民法』(有斐閣・2018年)581-599

Kevin Holland, Sarah Lindop and Fatimah Zainudin, *Tax Avoidance: A Threat to Corporate Legitimacy? An Examination of Companies' Financial and CSR Reports*, *British Tax Review*, No.3 (2016)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 安部和彦	4. 巻 12
2. 論文標題 法人の申告情報開示の意義	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 租税訴訟	6. 最初と最後の頁 35 - 54
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安部和彦	4. 巻 63
2. 論文標題 諸外国における法人の申告情報開示	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 税理	6. 最初と最後の頁 217-228
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件／うち国際学会 0件）

1. 発表者名 安部和彦
2. 発表標題 情報・テクノロジーと課税
3. 学会等名 税務会計研究学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 安部和彦
2. 発表標題 欧州における法人の申告情報開示
3. 学会等名 税務会計研究学会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------